

法教育推進協議会 第32回会議 議事録

第1 日 時 平成25年3月21日(木) 自 午前10時04分
至 午後 0時22分

第2 場 所 東京保護観察所会議室

議 事

笠井座長 それでは、まだ、お見えになっていない委員の方もいらっしゃいますけれども、予定された時刻を過ぎておりますので、第32回法教育推進協議会をただいまから開会させていただきます。

本日は、協議に先立ちまして法教育懸賞論文コンクールの表彰式を執り行いたいと存じます。そして、引き続き、協議会を行うということになっております。

(法教育懸賞論文コンクール表彰式開催)

笠井座長 それでは、引き続き、協議に移ります。

本日は、先ほど法教育懸賞論文コンクールで表彰されました4名の先生方から、法教育に関する取組状況について御報告いただくことになっております。まず、事務局から本日の議事と配付資料の説明をさせていただきます。

佐久間官房付 本日の議事と配付資料について御説明いたします。

まず、本日の議事進行ですが、先ほど受賞されました4名の方々から法教育の取組状況に関して御報告いただくことを予定しております。

続いて、配付資料について御説明いたします。お手元の資料を御確認ください。資料1は関根先生の御報告に関する資料です。資料2は小代先生の御報告に関する資料でございます。資料3及び4は川端先生の御報告に関する資料です。続いて、資料5は塩川先生の御報告に関する資料です。

資料の説明は以上でございます。

笠井座長 それでは、議事に入りたいと思います。それぞれ御報告と意見交換を合わせて20分程度を予定しております。

まず、法教育推進協議会賞を受賞されました豊島区立池袋中学校の関根憲一主任教諭から御報告をいただきます。それでは、関根先生、よろしく願いいたします。

関根主任教諭 では、私の方から法教育の実践報告ということでパワーポイントを使いまして、御報告させていただきたいと思います。

まず、私が法教育をやろうというふうを考えるきっかけとなりました出会いにつきましては、私は今年で教員になって17年経つんですが、日々、生徒と向き合う中で規範意識の低下ですとか、人間関係の希薄さというのを非常に、日々、実感しておりました。生徒によりよい学校生活を送らせるためにはどうしたらいいかということがある意味、ずっと課題としてあったわけです。何か有効な指導方法や教材はないかなということ、自分なりに考えたところ、東京都が3年前に実施した研修会に実は参加をさせていただきまして、そこで法教育の説明を受けたのが最初の出会いでございました。

実際にその話を聞いて、学校に持ち帰って考えてみると、実際にこれはできるんだろうかという気持ちがまず私自身の中に生まれました。自分自身の法律に関する専門的知識がないということが、非常に授業をやる時にためらいになってしまうというか、自分のやったことが間違っている方向だとしたらおかしいのではないかと。そうしたら、法教育って難しいな、できないなというような尻込みにつながってしまう部分がありました。でも、自分が当

時受け持っていた学年の生徒たちの実態を見ると、先ほども出てきたような規範意識ですとか人間関係の希薄さですとか、さまざまな課題を抱えた生徒が非常に多くおまして、これは何か手を打たなければいけないのではないかということで、実際に法教育をやってみようというふうを考えるようになりました。

ただ、最初は何も分かりませんので、とにかく誰かの助けを借りようということに考えが至りました。そこで、まずはホームページで法教育推進協議会のページの中にある教材を引っ張り出しまして、更に東京弁護士会の方に御連絡をしたところ、快く出張授業を引き受けていただきましたので、是非、最近、学校は土曜公開といって土曜日も授業をやるのが非常に多くなっておりますので、そうした、どちらかという広く保護者の方へも働きかけたいなという意味も込めまして、法教育を実際にやってみようということになりました。

私がやろうとしたときに一番大事に考えたのは、中学校3年間のそれぞれの発達段階に応じた、大ざっぱな積み重ねができないかなということ非常に意識をしてみました。なぜかという、言っては何なのですけども、租税教育というのがあるんですけども、中学校1年生に租税教育をしてもなかなかぴんとこないというか、ずれがあるんですね。ですので、できれば1年生のときにはできるだけ身近な題材を使ったものがないかなと、法教育でも教材の中で身近な題材をとということで、小学生向けの教材であったかなとは思うんですけども、トラブルの解決策を話し合うという授業を道徳の授業の中で、学年教員の協力を得て行ってみました。

教員としての視点は、この法教育をやることでトラブルを未然に防止して、お互いに納得できるような解決策を是非話し合っ、出してほしいと。しょっちゅう、けんかしていましたので、けんかなどを起こさないようにしてほしいという、そういう強い希望があって、この授業を行っていきました。

私の論文の方にはあるかと思うんですが、友達から借りた本をめぐるトラブルについて話し合いをするということで、子どもたちは中学校1年生ですので、なかなか、文字で入ってくる文章を頭の中でイメージするのが難しいので、必ず学年の先生方には、こういう形で目に見える形で図式化をしてほしいということでお願いをしたところ、非常にきれいにこんな形で図式化したところ、子どもたちが非常に反応がよくなったということがありました。

これが実際に話し合っ解決策を書かせているところの場面で、最終的にはそれぞれ話し合った結果を代表者に発表させるというようなことを行っていきました。

学年が2年生になりまして、更に今度は自分たちでルールを作ってみようという授業を同じく東京弁護士会の方の御協力をいただき、道徳の地区公開授業で行わせていただきました。教員としての視点ということで、非常に2年生になりますと中だるみの学年で、ただでさえ規範意識が低いのに、更に規範意識が低くなってしまおうという傾向がありますので、ルールをきちっと守るんだということ、ルールを守ることでお互いの過ごしやすい生活が守られるんだよというようなことを是非、子どもたちにつかんでほしいなと思って、この授業を展開していきました。

このときはショッピングセンターの中にある、確かゲームセンターの営業時間だったかと思いますが、その営業時間をどうしたらいいかというようなことで、ルールづくりを行うというようなことで、事業が展開されていきました。こんなふういろいろな意見が出てきていくところです。最終的にこれも発表につなげるというようなことでした。

ここで私が実感したのは、この授業をやった後の感想が非常に今までにない感想が出てきたのが非常に印象的だったんですね。特に一番最後の、一人の人が我慢をするのではなく、みんなが少しずつ我慢をすればかなりよくなるので、このことを忘れずにいきたいとしますという、この文面がある意味、やってよかったなど、積み重ねとして2年生としては非常に期待できる答えだったかなということがありました。

3年生になりまして、3年間の法教育の集大成として、またまた、東京弁護士会の御協力をいただきまして、今度は裁判員制度についての授業を行っていこうと。これは私の社会科の公民的分野の授業の中で行うということで行っていきました。3年生ですので、私ども教員としての視点からすると、中学校3年間で身に付けたコミュニケーションの能力ですとか、各教科で身に付けた思考力や判断力やさまざまな知識をフル動員して、適切な話し合いを進めて判決を導き出してほしいなど、これが期待する姿だったわけです。実際に弁護士の方にクラスに入ってくださいまして、さまざまな意見を子どもたちから引き出していただいて、判決を考えるという授業を行っていきました。

最終的に再度、子どもたちに3年間、やってみてどうだったかというアンケートをとったところ、次のような声が聞かれました。これまでの法教育を通じて、法や制度について興味がわいたですとか、より約束ですとか契約について調べてみたいとか、実際に自分の家でも、今、相続の問題が発生して困っていると、中学生向けのもっと詳しい相続の資料が欲しいんだとか、人の意見と自分の意見をぶつけ合って解決策を考えることがとても重要だと感じたということで、大ざっぱではありましたが、3年間の積み重ねの成果が感じられる声かなということを感じております。

今後の課題と展望ということで、私自身がもう少し法律的な概念みたいなものも含めて知識を向上させると、もっと深い授業ができるかなと。実は先日、行われました司法書士会連合会が主催だったかと思いますが、親子法律教室というのがありまして、応募したら私が子と当たりまして行かせていただきました。その中でも、法律の専門家からして期待する答えと、私たち教員からして期待する答えと、どうなんだろうなという部分も多々ありましたので、実際に自分の知識をもう少し向上させると、一致した方向に進むのかなというふうに感じました。さらに、今、挙げたのは道徳、それから、社会科というような授業形態でしたけれども、より全体の教科でも法教育ができるのではないかと、それには学校全体の全体計画が絶対に必要だよなということ、単発のイベントに絶対終わらせてはいけないのではないかなということを感じております。

繰り返しになりますが、積み重ねる学習を意識した教材作りがより一層必要であろうと。そのためには我々教員ともう少し法曹関係者の方々との関係がどこかでつながれるような、そういう場面があるのが一番必要なのではないかなというふうに感じております。最終的には生徒たちが3年間やって、法教育をやって楽しいな、やってためになったなと感じて卒業していってくれるような、そんな授業ができたらいいなというふうに感じております。

すみません、つたない説明でございましたが、以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からの質疑応答に移りたいと思いますけれども、委員の方々から今の関根先生の御報告について、御質問等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

神谷委員 御報告をありがとうございました。おめでとうございます。

学校の中で先生は学年主任でいらっしゃるって、ほかの先生方と取り組まれたということなんですけれども、私は余り学校の中の様子が分からないので伺いたいのですが、大体、授業のプランというのは学年主任の方がある程度、リーダーシップをとって皆さんと調整されてやりましょうというふうに、いつもされるんですか。そうすると、そこで、先生が法教育を他の先生方にも御紹介されて取り組まれた。

関根主任教諭 ケース・バイ・ケースで、たまたま、その学年では私がリーダーシップをとってやる事ができた学年でしたので、私の方から紹介をして、こういう生徒の課題があるので、それについてはこういう教材がいいのではないかというふうには情報提供させていただいたんですが、学校組織の中ではさまざまな研修主任もおりますし、教務主任もおりますので、それぞれの立場でそういった提案というのは、それぞれの立場で行われることが多々あります。

神谷委員 ずっと3年間、同じ先生方と取り組むことができたという関係だったんですね。

関根主任教諭 昨今、まれなんですけれども、この学年は3年間、教員が代わらなかったんです。それもあって非常に手応えのあるものになったのではないかなと思います。

高橋委員 論文の5ページを読んでいたんですけれども、地域の法曹関係者との連携というところで、中学校はそれぞれ地域の学習センターとしての役割を期待されているということをお書きいただいて、この協議会でも法教育を推進する核となるのはどこかという議論があったんですけれども、中学校にそういう力があると、地域では力があるということで認識してよろしいのでしょうか。

関根主任教諭 何かしら地域で何か、そういう行事をやろうといったときに、中学校が一番使いやすい場であることは確かだと思います。ただ、そこまで買いかぶってもらっても困ってしまうかなという部分もあるので、できる範囲で、そういう地域の方が各行事中でかなり集まる地区ですので、そういった場面でいろいろな提案ができることは確かかと思いますが。

高橋委員 ありがとうございます。

鹿士委員 御報告をありがとうございました。

この中に土曜公開授業ということがございまして、保護者への働きかけにつながるというような御報告だったと思うんですけれども、何か保護者の方から反応というか、何かございましたでしょうか。

関根主任教諭 保護者の方からも、実際、法教育ということを知らない保護者の方が大多数で、社会科の授業をやっているんですかというふうに聞かれることが非常に多くて、社会科ももちろん絡んではいるけれども、これは法教育として、そういう目的がある授業なんですよということをその都度、御説明をしたというところはあります。

大仲委員 御苦労さまでした。

先生は先ほど法教育を実践して、法律家が求める答えと現場の教師の先生方が求める答えとは、食い違っているのではないかなというようなことを語っておられたんですけれども、例えば先生方はどういうことを求めておられて、先生方は法律家がどのような答えを求めているとお思いなのかというのを聞かせていただけませんか。

関根主任教諭 私たちは基本的に常日ごろ、子どもの動きを見ているので、その子が出した発言の内容についてはある程度、許容範囲が広いというんですかね、この子がこういう話を

してくれたとので、すごいなという部分で評価する部分があるんですけども、必ずしもその子が言った答えが果たして法的にかなった答えになっているのかという確認が何かできない場面が多いというんですかね、この子はこう言いました、この子はこう言いました。答えはないんですよいつもおっしゃるんですけども、でも、期待されている方向性が絶対にあるのではないかなという部分があるんですね。例えば友達同士のトラブルであれば、こういう意見が出され合えるのがいいのではないかなというふうに多分、弁護士さんが期待されているものがあるのではないかないつも思っていたものですから、先ほどそういうふうに発言させていただきました。

沖野委員 ありがとうございます。

感想を1つと、それから、質問を1つさせていただきたいのです。まず、生徒の感想として出されたものはいずれも非常に興味深いものですが、その中で、先生は1人の人が我慢をするのではなくて、みんなが少しずつ我慢するという、そういう形で各人の日常の行動態様に反映させていくという変化が見られて、非常に興味深いという御指摘をされました。私自身は一方で、国会ではこういうことをやっているんだとか、ルールというのはいろいろな立場を考えていくんだという感想にとりわけ目をひかれました。前者につきましては他の人が勝手にやっているということではなくて、こういう形で社会が運営されていく、それを主体的に感じる、また、ルールの在り方についても関心を持っていただくという点で、非常に素晴らしいのではないかとこのように思いました。生徒さんの感想への着目点の違いなども、あるいは教育の先生方と法律のほうとは違うこともあり得るのかなというふうに感じた次第です。

次に、質問ですけども、一回的なイベントにせず、これから定着させていくという観点からですけども、今回のような取組は先生が主任をされた学年だけではなくて、他の学年でも行われて学校の中で定着をしていっているのかどうかです。定着させるためには何がキーなんだろうかということについてお感じになっていることがあれば、教えていただければと思います。

関根主任教諭 正直に言って、今、うちの学年が中心になって法教育を進めていっています。他学年の方はそれに乗られるかという、なかなか、乗っかりきれていない部分がありますので、ただ、公開授業にあえて当てたというのは、そういう他学年の先生にも見てもらいたいという部分もあって、実際、他学年の先生もこの様子を見たら、こんなのだったらできるのではないかとこのように考えて、来年度の今、計画を策定している時期なんですけれども、その中で入れてみようかなというふうなお話を、今、いただいているというような現状です。ですので、多分、今後、私も頑張らなければいけないと思うんですけども、より一層、学校全体でやっていく必要があるのかなというふうには感じています。

笠井座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、関根先生への御質問については以上とさせていただきます。先生、どうもありがとうございました。

関根主任教諭 ありがとうございます。

笠井座長 それでは、次に日本司法支援センター賞を受賞されました大阪府立城東工科高等学校の小代誠一郎教諭から御報告をいただきます。それでは、よろしくお願いたします。

小代教諭 失礼します、小代です。よろしくお願いたします。

法教育と私の関わりについて、今から少しだけお話しさせていただきます。まず、私のさやかな授業実践をお話しして、続いて、弁護士会及び弁護士の先生との関わりについてお話しさせていただきたいと思っています。

法教育についての私の原点は、今日、持ってきましたけれども、「法むる一む」という小冊子だと思っています。これは大阪弁護士会法教育委員会と私が所属しています大阪府高等学校社会（地歴・公民）科研究会の教員側、弁護士さんが10名ほど、教員も10名ほどが集まって、3年以上かけて作っていった小冊子です。この「法むる一む」が私の原点だと思うんですけども、この「法むる一む」に載っているいろいろなテーマがあるんですけども、婚姻とか、交通事故とか、そういうテーマについて授業時間が余っているときに、生徒にその内容を伝えるということが、普段私がやっている法教育の実践です。

といいますのは、工科高校ですので電気系とか機械系の専門科目が非常に多いんです。したがって、社会科、つまり、地歴公民科で3年間で生徒に教えることができる科目というのは、1年で地理A、2年で世界史A、3年で現代社会という2単位科目が3科目だけなんです。この3科目の中で特に現代社会の中で、この2年ほど私が現代社会を担当していますので、その中で「法むる一む」に載っているテーマについて時間が余ったときに授業すると、生徒に伝えるということをしております。今年の場合は消費者教育、消費者問題を取り上げた後で、思い切って小論を提出させていただきましたけれども、契約についての授業を生徒にしてみたということです。

小論においては、この授業で生徒が生き生きとした様子を見せてくれた理由として、生徒の興味・関心を引くテーマであったこと、生徒の思考力を活性化する課題を与えたこと、それから、今後の生活を考えると学ぶ必要があると思える内容であったことを指摘いたしました。本校の生徒は、どちらかというと抽象的な思考が苦手ですので、具体的な題材を与えて具体的な作業をさせたのがよかったのではないかと考えています。

また、多くの生徒がアルバイトをしています。一説によりますと、本校は東大阪市にあるんですけども、枚方市とか大東市とかから通ってくる生徒も多いんですけども、その「地域の産業を支えている」と言われています。つまり、アルバイトとしての労働力を期待されているんですね。だから、試験前になったらアルバイトを休んで勉強しろよと言うんですけども、「アルバイト、休まれへんねん、アルバイトをおれが休むと言うと、店長が嫌な顔をするねん」と言って、試験前も休めない、試験前もアルバイトに行くという生徒が多いんです。

それで、進級も難しくなるという生徒も中にはいるんですけども、そういう生徒にとっては、時給800円か810円かという10円の違いというのが非常に大きいんですね。だから、そういうお金の問題については、結構、シビアなところがあります。もちろん、生活が苦しい御家庭の子どもが多いですので、そういうお金については非常にシビアなところがあります。したがって、損をすとか、しないとか、得をすとか、得をしないとか、そういう非常にリアルなところで生きている生徒が多いですので、今回、契約についての勉強も「これを勉強しておいたら、将来、いいことがあるのちゃうか」と、「将来、契約で損せえへんようにするには、この勉強をしておいた方がいいのちゃうか」というような感覚を持ってくれたように思います。

お手元に資料として、私が提出した論文の最後のところなんですけれども、最後のページ、

生徒の感想が載っているんですけども、例えば最後のページの右側ですが、例えばこんなことを書いていますね。「最初に契約の話聞いて、私は今までに契約などはしたことがないと思っていたのですが、コンビニやスーパーなどでの買物も売買契約ですし、レンタルショップでDVDを借りたりするのも、賃貸借契約をしていることだと知って驚きました」というようなことから、ざっと書いてくれているんですけども、こういう生徒に対して一つ契約というのが現代社会、あるいは生きていく上で、至る所で関わってくるんだよということをお伝えすることができたのではないかとこのように思っております。生徒の感想についてはここでは以上におきます。

続いて、以上のような学習のほかに、1年間、3年の場合は1月で授業が終わりますので、1月には裁判所を取り上げて裁判員制度について説明し、続いて、日本弁護士連合会が制作した「裁判員になりました」というDVDのドラマを見せています。これは木佐彩子さんとか、宇梶剛士さんらが出演されているビデオなんですけれども、これを結構、生徒はよく見ます。そのときに、生徒には「将来、君たちも裁判員として刑事裁判に関わる可能性が高い、しかも、47都道府県の中で大阪が一番裁判員になる可能性が高いんだよ、何でか、大阪で裁判員裁判の対象になる、そういう重大な事件が起こっているからや」というと、生徒は複雑な顔をします。「えっ」という声も上がりますけれども、そういうことも言いながら、このビデオを見せます。

ストーリーは単純なんですけれども、結構、よく見ます。67分のビデオを2時間にわたって見せて、最後に感想文を書かせるんですけども、結構、よく見て、感想もしっかり書いてくれています。その意味で、視聴覚教材に頼り過ぎるのはよくないと思うんですけども、いい視聴覚教材を利用するというのは、いいのではないかとこのように思います。ちなみに、今日、持ってきましたけれども、金融教育の面ではこういう「金融経済ナビ」というDVDの教材が作られて、城東工科にも送られてきました。恐らくいろいろな学校に送られてきているのではないのでしょうか。「動画で学ぼう、ほぼ3分間劇場」全15話になっています。私も見ましたけれども、これは結構、引きつける内容になっています。本教材のお問い合わせ先は東京証券取引所とか、日本証券業協会とかになっています。したがって、もし、可能なら、これと同じものというわけにはいきませんが、そういう法教育の教材、DVDの教材をもっと作っていくことも考えていいのではないかとこのように思います。

それから、私の授業での取組とは別に、1年生、3年生を対象に弁護士の出張授業をお願いしています。私が赴任して2年目から来てもらっています。したがって、合計6回、これまで来てもらっています。同時に3年前からは3年の12月に裁判傍聴を実施しております。就職試験の関係で、7月、8月にはできないんです。9月15日、16日かな、就職試験が始まりますので、7月、8月にはできませんので、12月の試験が終わってからやっています。毎年15名ほど参加してくれています。連れていくといいですね。本当に生徒は裁判を傍聴して、行ってよかったと言ってくれます。もっと参加してほしいんですけども、大体、300名ぐらいの生徒が1学年にいますんですけども、15名ぐらいです。何でかという、バイトがあるんですね。バイトが1つのネックなんです。

実は昨年12月に実施したときに、機械系の50代の先生も2人、参加してくれました。引率は私ともう1人、社会科の教員で行くんですけども、特別参加として50代の機械系の先生も来てくれたんです。そのお2人の先生は初めて裁判を傍聴しはりました。やはり、

来てよかったと言ってくれました。「子どもに、是非、行くように伝えるわ」と言ってくれた先生もいらっしゃいます。この話がヒントになって生徒の裁判傍聴とは別に、教員の職員研修として裁判傍聴、そして、講演を実施できないかなと思ひまして、今、大阪弁護士会の知り合いの方と相談しています。これが実現できれば、法教育のすそ野を広げる1つの取組になるのではないかなというふうに思います。

本校の例えば弁護士の出張授業に対する受けとめ方といいますか、感想は非常にいいものがありますね。来てくれはったという、もっと来てほしいという、そういう感覚でほとんどの先生方が受けとめてくれていますので、連続6年間、実施することができています。

それで、私と大阪弁護士会とのつながりについて、今からお話しさせていただきます。この「法むる一む」という冊子を改訂するに当たって、弁護士会法教育委員会から私が所属する研究会の方に話があって、私も改訂作業の第1回の会議から参加するようになったわけです。3年以上かかったと思うんですけども、ほぼ月1回の改訂作業の会議は非常に勉強になりました。この会議で弁護士の方が、契約それ自体について高校生に伝えることが重要なんだと、つまり、消費者問題とか労働問題でいろいろな法律の紹介はするけれども、その前提となっている契約自体、契約自由の原則というものを伝えないまま、それが修正された法律を勉強している、これはおかしいのではないかということをおっしゃって、なるほど私も思っています、そのようなときに道垣内正人先生の「自分で考えるちょっと違った法学入門」という本と出会って、契約書についての授業の構想ができ上がっていったということです。

この「法むる一む」が使用されるときに授業がしやすいように、授業案も弁護士と教員の協力で作って、社会科学研究会のホームページにアップしています。そういう中で、弁護士とのつながりが深まっていくわけです。そして、2009年8月のことです。大阪弁護士会で特に若手の弁護士を対象に、授業の方法について話をさせていただく機会がありました。大阪弁護士会の御尽力によって1人の弁護士の方に来ていただく費用として、当初は1人1万円の費用が必要だったんですね。私が始めた1年目、2年目、3年目は1人1万円が必要でした。だから、8クラスでしたら合計8万円の費用が必要だったんです。

しかし、4年目から、3年前からですけれども、それが無料になりました。無料になって非常に来ていただきやすくなったんですけれども、しかし、問題は非常に僭越な言い方になりますけれども、授業をする弁護士の個々の力量に差があるということなんですね。実際、2年前、私が学年の先生に打診しました。弁護士さんに今年も来てもらいますかと打診しました。担任会で話し合ってもらったんですけれども、1人の先生が反対する。その学年は1年のときも来てもらったんですけれども、そのとき、弁護士さんの話がよくなかったと言うんですね、反対している人は。だから、なかなか、決まらない。反対している人は、すばらしい弁護士さん1人に来てもらって、生徒全員を体育館に集めて聞いてもらう、その方がいいのではないかと言うんですね。

それも一理あるんですけれども、しかし、教室に1人の人に来てもらって、本当に身近なところで話を聞くという魅力も捨て難い。結局、うまいこと8人の弁護士に各クラスに来ていただくことになりましたけれども、そういう意見があるんですね。それで、授業力の向上というものが必要なんだろうと思います。弁護士会の法教育委員会も、そういう必要性を感じられていまして、私ともう1人の教員が弁護士さんに対して、授業の仕方の話をさせてい

ただくということになったわけです。

今日、資料として、「よりよい出張授業のために」というプリントがお手元についていると思いますけれども、実はそのときの話をもとに新たに文章を書きまして、大阪弁護士会法教育委員会編「法教育出張授業マニュアル」、結構分厚い本があるんですけども、この本に私の文章を載せていただきました。それがお手元についている文書です。

1では、弁護士さんが教室に来てくれたというところで、これは歓迎されるべき存在であるということを言っています。しかし、同時にしっかり準備してくださいよということで、「2、題材～何を語るか～」、それから、この(2)で「授業はいきもの」という言葉を入れていますが、これは弁護士さんには結構新鮮だったようです。それから、(4)として、そのための題材として、どういう題材が生徒には魅力を感じられるのかということ①から④までまとめています。

「3、方法～どう伝えるか～」というところで、(2)具体的な方法の①平板な話し方は安眠への前奏曲という刺激的なことを言っているんですけども、生徒は平板な話し方ですと、例えば本校の生徒でしたら退屈してきます。だから、内容と話し方の両方が大事なんですよということを伝えたかったわけです。その下の②、3ページ目の②、いろいろな工夫が必要な場合もありますよということで、弁護士バッジを見せたり、六法全書を見せたり、発問、対話、新聞、写真、黒板に書く、プリントを用意するというようなことを書いています。

4ページ目の「4、実際に出張授業を受けて」というのは、2009年11月の出張授業の感想を載せています。

次に5ページ目です。出張授業を考える視点として、三つの項目をまとめました。実は私は(1)(2)もそうなんですけれども、「(3)出張授業が持つ可能性」、これを一番弁護士さんに読んでもらいたかったんです。出張授業で魅力的な授業をしてくださったら、それは生徒の弁護士さんに対する信頼感を生むんですね。信頼感を生む場、信頼感を高める場になり得ます、いい授業をしてくださったら。また、同時にいい授業をしてくださったら、私も将来、法曹になろう、弁護士、検察官、裁判官になろう、そういう希望を持つ、そういう生徒もきっと出てきます。そういう意味で、出張授業というのは未来の法曹界、そのホープをはぐくむ場にもなり得るということを言いたかったんです。

今、言った最初の点ですけども、信頼感を高める場になり得るということは、逆に言うと、信頼感を低める場になってしまう可能性があります。これは避けていただきたいというのが私の弁護士の出張授業に対する願いです。したがって、大げさな言い方になりますけれども、ある意味、法曹という職業を代表する決意を持って教室に入ってきていただきたいということで、メッセージとしてこのようなことを書かせていただきました。

昨年2012年8月にも弁護士会館で弁護士の方に授業の方法について話をする機会がありました。そのときは、今、言ったような話と同時に実際の裁判、つまり、出張授業に来て生徒に話をするということが、実際の裁判、裁判員裁判における弁論においてもきっと生きる、そういう経験になるということをお話いたしました。

以上、私自身と法教育の関わりについて述べてまいりました。これからも授業を工夫し、裁判傍聴などの行事を充実させ、弁護士さんとの協力を通して法教育の発展に貢献することができればと思っております。今日表彰していただきました私の授業実践と小論が、これからの法教育の広がりにつながることができましたら望外の喜びでございます。本日は誠にあ

りがとうございました。終わります。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御質問をお願いできればと思います。

磯山委員 ありがとうございました。

生涯学習としての法教育は、これからますます大事になっていくのではないかと私は思っていますが、先生の論文から示唆を得ることがたくさんあって、とてもよかったと思っています。それで、先生御自身の御経験から、生徒が将来、法教育という学びを続けていくということが重要だと気付く場面があったことがあるか、あるいは学んだこと自体が大人になって役に立つということに加えて、法教育を続けて学んでいくということが重要だと生徒が気付くために、先生がどのような工夫をされているか、課題があると考えているかなどお聞かせいただけますか。

小代教諭 小論にも書きましたけれども、1つは今回の契約の授業においては、生徒には非常に驚きを持って迎えられたということがあると思うんですね。さっきも感想の中で触れましたけれども、生徒が感想の中で触れてくれていましたけれども、いろいろな場面で契約というものが現代社会では行われているんだという、そういう事実を知ったという驚きがそこには書かれていたと思うんですね。だから、そういう驚きというか、心理的ショックというか、そういうものが心の中のどこかにこれから卒業して就職して生きていく中で、それが心のどこかに残っていつてくれたらなというのがまず私の願いです。

あとは、例えば交通事故の問題でもそうなんですけれども、本校は自転車通学の生徒も多いんです。自転車通学で例えば携帯を見ながら自転車に乗る、ウォークマンを聞きながら自転車に乗る。それは法律上、だめなんです。そういうことも伝える。「えっ」と生徒は言いますね。それも心理的ショックの1つだと思うんですが、そういうものがどこかに残っていつてくれたら、生きていく中で、あるいはどこかの場面で契約をするときに、その記憶が呼び起こされて、「注意せなあかん」というふうに思ってくれたら、いいなというのが私の気持ちです。

樋口委員 ありがとうございます。

新しい学習指導要領では法に関する学習がかなり充実しまして、現代社会においても新たに中項目が起こされたところでもあります。したがって、先生が今回、論文の中で書かれておりました、なかなか、契約について学習する機会が少ない、あるいは契約とは何か、その本質のところ学習されていないのではないかとこのところについては、今度、更に改善が期待できる場所ですので、ますます、先生におかれましても、御実践を積まれていつていただけたらというふうに思っております。

その上でなんですけれども、現行版の指導要領においても、実際には地域や学校、それから、生徒の実態に応じて適切な課題を設けて行う学習を行うことは、可能というよりも行う方が望ましいわけです。ところが、実際には教科書に従ってしまう授業が行われると。この辺り、先生の御意見、また、御示唆をいただけたら、私もさまざまところで話ができるかなと思うんですけれども、どうすれば先生方のそのような意識が変わって、目の前にいる生徒の切実な課題を解決するような教材を取り上げることができるようになるか、教えていただけたらと思います。

小代教諭 非常に難しい問題だと思うんですけれども、例えば本校におきましても、どちらか

という基本的な事項をじっくり教える必要がまずあるわけですね。卒業して働く生徒が70%以上おりますので、政治経済の基本的な事項をきちんと教えてやらなければならないという思いはあります。しかし、その上で法教育の重要性も私は思っていますので、例えばさっきも言いましたけれども、本当にちょっとでも時間があつたら、何らかのメッセージを伝える、交通事故、婚姻、少年事件、いろいろなことを伝える、そういうふうなことはできると思うんですけれども、同時に今回、提出しました論文のテーマであった契約書の授業なんですけれども、生徒の食いつきが非常によかったです。本当に生き生きとしていましたし、生徒の感想を見ましても、やってよかったなというふうに思えた授業なんです。

同時に、この授業というのはいわゆる勉強が苦手な子が多い学校でも、あるいはそこそこ勉強ができる子が多い学校でも、両方の学校で可能なテーマかなというふうに、もちろん、私自身は勉強がそこそこできる学校でこの授業をやったことはないんですけれども、そういう感触は持っています。それこそ法教育を広めるためには、さっきから触れられていますように、教員といろいろな関係諸機関、関係団体との連携、小論でも触れましたけれども、教員が困ったときに支援してくれる、あるいは質問に答えてくれる、そういうシステムがあれば、法教育の広がりももう少し望めるのかなというふうに思います。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、小代先生に対する御質問については以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

小代教諭 ありがとうございます。

笠井座長 では、次に公益社団法人商事法務研究会賞を受賞されました八雲町立熊石第二中学校の川端裕介教諭から御報告をお願いいたします。では、よろしく願いいたします。

川端教諭 それでは、早速ですが、受賞論文の内容に基づきながら、私の勤務校における法教育の取組について御報告させていただきます。スライドに沿ってお話をさせていただきます。資料3ですが、論文に添付した指導案、ワークシートと全く同じものになります。質疑を含めて20分程度とお話を伺っていますので、お付き合いの方をよろしく願いいたします。

従来の公民的分野あるいは他の教科や他の領域と違って、歴史で法教育を扱う意義というのは4点あるのではないかと考えております。

まず、1点目ですが、赤字のところですが、正義・自由・公正などといった法の基本的な価値を歴史の学習を通して理解できるのではないかと考えました。なぜかという、法というのは昔からの時代の要請があつて整備なり、変化されたものです。歴史を学ぶことで法によって権利が保証されたことや、その時代時代の正義が実現されていったということを子どもたちが実感できるのではないかと考えました。

次のスライドですが、意義の2点目として法の意義や法の大切さを理解できます。時には革命のような血を流すような経験をしながら、法というのは整備されていきますので、長い歴史の中で人類が生み出してきた、法を大切に守ろうとする意識が子どもたちに喚起されるのではないかと考えております。

3つ目ですが、次のスライドのところですが、法教育の機会が拡大するということです。単純に今まで歴史的分野で、それほど法教育という概念は意識されてこなかったもので、その歴史的分野で授業を行うことで、法教育の量の面でも質の面でも充実されるのではないかと考えました。実際、論文に添付させていただいた資料でも、古代から現代まで9時間分の授業案を作りました。そのような形で法教育の機会が拡大すると考えております。

次のスライドですが、最後、4点目の意義として歴史の教育において法を丁寧に扱うことで、歴史的事象の理解が深まるのではないかと考えております。法には時代の特色が反映されますので、丁寧に授業で扱うことで、その時代の特色を理解できるようになります。そして、歴史学習で法をちゃんと扱うことがプラスになるというふうに先生方にわかってもらえれば、ちょっと丁寧に扱うかという気持ちも起きて、法教育が結果的に充実するのではないかと考えました。

歴史的分野で、法教育を導入することには以上のような意義があると考えて、実際に授業例を作成しました。授業例作成に当たって4点、配慮した点があります。

まず、1つ目ですが、学習指導要領との関連です。学習指導要領に位置付けることで、我々教員が大体4月の当初から作る年間指導計画という1年間の授業計画があるんですが、それに非常に組み込みやすくなるという効果や、特設的な授業ではなくてちゃんと計画に位置付けて行いやすいという効果があります。また、特設でやる授業で私たち教師が失敗する部分で、教師の思いだけがひとり歩きして、結局、子どもに何を伝えたかったのというのが曖昧になる場合があるんですが、そういったことを防ぐことができると考えます。

また、2点目の配慮として古代から現在までの系統的、継続的な学習というのを心掛けました。歴史的分野は1年生、2年生、それから、学習指導要領が変わった関係で3年生の春先にも行うんですが、そういった学習を積み重ねることで、公民的分野での法教育の下地が子どもたちにできると考えます。

そして、3点目ですが、ゲストティーチャーなどの特別な準備が不要というところにこだわりました。ゲストティーチャーは必要ですし、是非、どんどん来ていただきたいんですが、時にはぱっとホームページで見たときに、明日からでもできるようなやりやすい授業案というの必要ではないかなと思いますし、私の勤めている学校ですと、恐らく法教育をお願いしてやってくざさると、函館から来ていただくことになると思うんですが、片道2時間弱かかるので、そこまでして50分の授業をやっていただく難しい面もあります。そういうことで、今回の私が提案している授業案では教師が一人で生徒たちと授業を行うという形でした。

そして、最後、4点目ですが、グループでの話し合いですとか、個人で文章で書いてまとめて発表する活動ですとか、思考力や判断力、表現力を養う場面を多く設定しております。これは、法教育は思考型の教育であるという趣旨にも合致すると思いますし、現行の学習指導要領における言語活動の重視という趣旨にも合致するものと考えます。

それでは、次のスライドですが、以上の意義や配慮事項に基づきまして勤務校における実践を紹介いたします。全部で9つの授業案を論文では提案させていただいているんですが、時間の関係で5つだけ、しかも概要を紹介させていただきます。勤務校の人数の事情で10名しかいない1年生の教室と6名しかいない2年生の教室の実践です。実際は法教育でいろいろな立場から意見を言って、授業を作る場合には30人ですとか40人の学級の方が恐らく行いやすいと思います。

では、まずは鎌倉時代の御成敗式目という日本最初の武家法の内容から武家政治の特色について考える学習について御紹介します。スライドにあるような①、②、③というような大きな流れで50分の授業を作りました。生徒の意見を紹介しますと、②番目の御成敗式目の各条文の考察のところでは、例えば御成敗式目の中に守護の行動はこれこれだよと、これ以

外のことはだめだよというような、勝手なことはするなよというような守護の行動を制限する条項があります。これは悪さをする守護を縛るためではないかなというような意見が出ました。また、御成敗式目には何度も頼朝公という表現が出てきます。なぜ、やたらと源頼朝がという表現を出すのかという理由に対しては、将軍の威厳を高めて、幕府の権威を保持するためではないかというような意見が子どもたちから出ていました。

そして、最後に意義を個人にまとめさせました。次のスライドの四角の中で囲んでいるところですが、御成敗式目のおかげで政治などが進めやすくなって助かり、裁判が楽になった、また、頼朝公の名前を出すことで皆が従い、スムーズに政治ができたとまとめています。このように武家の慣習を明文化したことによって裁判が円滑化したり、政治が安定化したという御成敗式目の意義をしっかりととらえることができます。なお、このまとめの際には、60字程度という字数制限を設けております。ほかの授業でも大体60ですとか、80から100ですとか、字数制限を設けています。決められた字数で長過ぎず、短過ぎず、内容をまとめるというトレーニングをさせようと意図して、こういう形にいたしました。

以上が鎌倉時代の学習です。

続けて、室町時代の日本と明の勘合を使った貿易に関する学習です。スライドにあるように倭寇に悩まされたことですとか、勘合を使ったこと、そして、勘合を使って、それぞれの立場の人がどう感じたかというロールプレイを行って、最後、外国同士でのルールづくりの際のポイントについて個人でまとめさせました。

授業のロールプレイの様子を紹介しますと、写真の女の子のほうが明の商人役で男の子のほうが日本の商人役で、いろいろなせりふをやりとりして、周りの他の立場の人もせりふを言わせるという授業を行いました。せりふは全て生徒に考えさせ、小道具も生徒に任せました。私の方は授業が終わった後に、本当は勘合ってもっと大きいんだよとか、本当は明の方は台帳で確認するから、紙と紙を合わせるわけではないんだよとか、そういうような補足的な話をしております。生徒たちは自分で勘合というシステムを使ったことで、どんな効果を得たかということ子どもなりに工夫しながら考えておりました。

最後、次のスライドですが、まとめで外国とのルール作りのポイントをまとめさせました。、例えば右側の四角で囲んでいるところだと、貿易をする場合には相手と信頼関係を築く決まりを作ることが大切であるですとか、左側の四角のところだと、困っていたら話し合っでよい方法を見つけることが大切であるというようなまとめをしています。外国とのルール作りにおける利害の一致や協力する姿勢の大切さというのを、子どもたちなりに理解できたのではないかなと思います。

続けて、戦国時代の分国法を通して戦国大名の特色を考えるという授業です。武田信玄の甲州法度之次第を例にして各条文の読み取りをさせた後で、分国法を作るのに必要な条件をグループで考えさせて、最後に個人で戦国大名の特色をまとめました。生徒の考えた②の部分ですが、必要な条件の考察としては軍事力の他に勝手に法を作ることができる力、要するに幕府とかにお伺いを立てずに作ることができる、つまり、立法権のようなものを持っていないとだめではないかということですか、罰する力、いわゆる司法権のようなものを持っていないとだめではないかというようなとらえをしていました。

次のスライドですが、この授業の中で継続した学習の成果が見られた場面というのがありました。甲州法度之次第の中には、主君から与えられた土地の売却を禁止するという条文が

あるんですが、実は御成敗式目にも類似する条項があります。前の授業、何カ月も間は空いていますが、そういえば何か同じような法があったよねというのを子どもたちが話し合いの中で気付いていました。そして、きっと鎌倉時代のときと同じような理由ではないかということで、主君に対して失礼になるからですとか、主君に与えられた領地は武士にとってとても価値のあるものだから、こういう規定を作ったのではないかととらえていました。繰り返し学習の成果が見られた場面で、すごく私はうれしかったです。

次のスライドですが、戦国大名の特色のまとめとして、守護大名と比較しながら四角で囲んだところの2行目あたり、「戦国大名は守護大名とは違う力を持っている、それは裁判をする力、法を作る力だ、例えば甲州法度之次第のように自分の地位を下げないようにした」というまとめのように、分国法の学習を通して戦国大名の特色として軍事力に加えて、立法権や司法権を有したことをうまくとらえています。

続けて、時代がまた新しくなって近代の明治政府の法整備の学習です。流れとしては地租改正などの明治初期に出された各法令のねらいをグループごとに考えさせた後で、②のところで明治政府はこういう法律をたくさん作ったけれども、一体、どんな国を目指していたのかということグループで考えさせ、最後に学習内容を個人でまとめました。①の部分では例えば地租改正や解放令、学制、徴兵令について、いずれも平等や画一というような共通項に気付きながら、徴兵令では特に軍事的なものを含むので、戦争に備えるというような部分も読み取っていました。そして、②の国家像としては、公平・平等な国ですとか、みんなを画一化する国ですとか、徴兵令からの印象だと思いますが、命をかけさせる国というようなとらえをしていました。

次のスライドで生徒のまとめを載せています。地租改正での公平画一や解放令のえた・ひにんの上下関係の廃止、学制は不学がないようにと、義務教育で国民の平等を目指した、ほかにも徴兵令で20歳以上男子を軍隊に入れ、国のために命をささげる国にしようとしたとまとめています。近代国家として画一的な政策を行い、国民を一つにまとめようとしたところが、それまでの江戸時代までの時代との違いとしてよく理解できています。また、こういう国づくりの手段として、法整備が進んだということが理解できています。

最後ですが、大日本帝国憲法の内容から立憲制国家の成立について考える学習です。このような流れで授業を行いました。②の部分で大日本帝国憲法の条文をもとに天皇や議会、国民の権利の位置付けを理解させようとしてしました。例えば法律の範囲内で自由が認められたことや、議会は法律を協賛、事前の同意するような形というのが大日本帝国憲法によって作られたということを理解していました。そして、③番で、現在の政治との類似点を比較させました。議会があることですとか、内容は違っても天皇は特別扱いされているということですか、何々の自由という言葉があるということですか、それらの類似点に気付いていました。恐らくこの時代の学習のときは相違点を考えさせるほうが一般的ですが、あえて類似点に注目させたのは、立憲制国家の成立の意義というところに目を向けさせるためです。

まとめの部分、次のスライドですが、ちょっと長い文章ですが、「君主権の強い憲法だが、信教が自由になったり、言論、著作、印行、集会、結社が自由になったりと自由が多くなった、そして、法律を議会で決めたことで国民の意見を取り入れた、このように以前の日本から比べてみると少し前進している」というまとめをしていました。非常に「少し」という表現がうまいなと思います。よくとらえていると思います。大日本帝国憲法の条文の解釈を踏

まえながら、立憲国家が成立したことの歴史上の意義を理解できていたと思います。

以上で具体的な授業例は終わります。実践を通して感じた生徒の変容についてお伝えしたいと思います。私がこういう形で授業を行ったのは今年度からなので、1年間という短いスパンの変化にはなりますが、まず、1点目として時代の転換点や到達点としての法の価値とか意義というのを理解できたと思います。

2点目に、法の大切さに気付いたと思います。授業の中で、今回は紹介していませんが、フランス革命とアメリカ独立戦争の授業の際に、血を流して革命をして、その仕上げに勝ち取ったのが人権宣言や独立宣言だと生徒が書いていました。そういう法が血を流してまでも手に入れた大事なものに気付いていたといえます。

3番目は繰り返して話し合いですとか、各活動を繰り返した結果、思考力や判断力、表現力というのが身に付きました。だんだん、書くことにも発表することにも生徒は場慣れしていったので、継続した学習の成果が出たと思います。

最後、4点目ですが、社会科以外の場面での変容が見られました。本年度、つい先週ぐらまで勤務校では校則改正というのを行っていたんですが、その話し合いを学級会や生徒会でさせる際に、こういう学校にするためには、こういうルールに変えた方がいいよねですとか、このままの方がいいよねというような目的を意識しながらの討議ができていたなと感じましたので、社会科の授業のおかげというつもりはありませんが、何らかの影響はあったのかなと感じております。

以上の結論として、歴史的分野で法教育の概念を導入することの効果は高く、法教育の一層の充実、発展につながると考えております。

以上で私の御報告を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から今の先生の御報告についての御質問をお願いできればと思います。

磯山委員 今年度、私もたまたま分国法を用いて公民的分野でルール作りということを考えていって、大学院生と授業を作って実際に行ったので、そのアプローチの違いがとても明確に見えて大変勉強になりました。それで、先生御自身もいつも歴史的分野をやっているわけではありませんし、こうして法を主題にしながら歴史的分野を教えてきて、今度、公民的分野に対する御自身の見方がどのように変わったか、これからどのようにアプローチしていきたいと考えているかなどをお聞かせいただければと思います。

川端教諭 公民的分野の部分では、歴史的分野で法の大切さですとか、そういうところは十分理解できていると思います。したがって、すみ分けをするわけではないんですけども、公民的分野の場合は現代的な課題にどれだけ法というのが役立っているかですとか、題材を変えながら、言葉は適切ではないかもしれませんが、どれだけ使えるか、あるいは使われているかというあたりで議論させるような形にするというのかなというふうに思っておりました。

樋口委員 質問ではないんですけども、また、先生に更に実践をしていただけたらと思いついて、歴史的分野でこのような実践をするということは、公民的分野の学習にもつながるといふように思っております。そこで、最後に先生が少しおっしゃられました例えばフランス革命等を取り上げるということについては、中学校の歴史的分野の内容でもありますので、

そのような学習の中で法の意義、意味等を学習させることをしていただければ、直接的に公民的分野の学習にもつながるかと思いますので、是非とも、そのような実践も積み重ねていただけたらというふうに思っております。ありがとうございました。

神谷委員 先生の御挨拶のほうで、今、公民の分野でいろいろな何々教育が多い中から、法教育を歴史でやってみようというふうに思われたとおっしゃいました。ほかの何々教育を意識されて授業を行われたということが過去におありなんですか。

川端教諭 実はありませんでした。というのは、例えば租税教育とか、そういうのは公民的分野でのみ扱えるものなのかなと思います。今回は、法教育は社会科だけではなくて特活ですとか道徳でも非常に使いやすいテーマですし、中学校の現状を考えると、子どもたちはなかなか規範の部分で難しい年ごろでもあるので、法教育の概念というのは意義があると考えます。すごくお金を稼ぐとか、そういう租税教育とか、金融経済教育も大事なんですけども、中学校の教師の感覚からいうと、法教育というのはすごく魅力的には見えます。公民ではやらなければならないことがたくさんあって、私はもともと歴史でいろいろな授業を考えるのが好きだったので、歴史で法教育できないかなというふうに考えた経緯があります。したがって、何々教育を歴史で取り入れたというのは法教育が初めてです。

笠井座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、川端先生への御質問については以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

川端教諭 ありがとうございました。

笠井座長 では、続きまして奨励賞を受賞されました第二東京弁護士会の所属弁護士でいらっしゃる塩川泰子先生から御報告をお願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

塩川弁護士 弁護士の塩川です。どうぞよろしく願いいたします。

3人の学校の先生のお話を聞かせていただいて、正直、学校の先生にはかなわないなど、長い時間をかけて生徒さんと接していらっしゃる分、長い期間をかけて、どういうふうに着させていくというのを本当に有機的に考えていらっしゃるの、私の話などは聞かずに、是非、本当はお三人の方の話をもっと聞かせていただきたかったなと思っているところです。ただ、私も法曹関係者としていろいろな授業をやってまいりましたので、ささやかながら、私の経験を話させていただきたいと思います。

まず、私は第二東京弁護士会の法教育委員として、今、活動しております。外部講師ですので、どういったものを行っているのか、なかなか、見えにくいところがあると思いますので、そういった全体のお話からさせていただきたいと思います。

まず、当然のことながら、教材を作成する、そして、研修を行う。私どもは教師ではございませんので、そもそも、何となく弁護士に教育現場に来てほしいというニーズ、期待は感じているけれども、実際のところ、何をしてほしいのかというのは正直、余り自信のないところではありまして、なので、どういったことを期待されているのか、どういうふうにしたら期待に応えられるのかという研修などを行っております。そして、弁護士ということで期待が大きい分野は模擬裁判になります。他の弁護士会からの報告で聞いたところだと、模擬裁判というキーワードを使う、裁判というキーワードを使うと集客が非常によいという話も聞いておりますので、私どもは基本的に法教育の授業は出向いて行って、法の価値を考えてもらう授業を作るということを目指してはいるんですけども、裁判という形式をとった

授業についても教材を作成して、日弁連のほかにも二弁独自でDVDの作成なども行っております。

そして、ジュニアロースクール、デリバリー授業などが活動の中核になるかと思えます。ジュニアロースクール、こちらは弁護士会のほうで1日かけて私どもが作った、そして、私どもが伝えたい、こちら主導での教材を使って授業を行うものになっています。それから、デリバリー授業、これは出張教室とか出前教室とか、ほかのネーミングで他の弁護士会も行っているかと思うんですけども、学校側に呼ばれて授業を行うという形になります。この場合ですと、呼んでいただいた学校の先生から、どういった授業をしたい、それから、年間の授業計画の中でどういった役割で今回、ゲストティーチャーを呼ぶことになった、そういった御要望を伺った上で、毎回、授業を作っていくということになります。そういう意味で、私はこちらが授業のテーマを選ぶことが少ないので、割と教材の種類、いろいろな授業を経験しているという意味では、結構、いろいろなものを経験しているんだと思います。

その他にリクエストが多いのが裁判傍聴です。ただ、単に学校の先生が連れていくというだけではなく、弁護士から説明を聞きたいという御要望を学校から承ることがあります。そうですので、私ども第二東京弁護士会ですと、まず、最初に弁護士会館、東京の場合とか、大体の弁護士会がそうだと思うんですけども、裁判所の隣に会館がございますので、そちらに集まっておきまして、大体、手続というのはどういうふうになっているか、刑事裁判、民事裁判とはどういうものなのか、そういったことを説明し、その後、実際の裁判を傍聴しに行きます。そしてまた、弁護士会館に移りまして、さっき見た裁判はどうでしたかという感想を聞いたり、何か気になるところはありましたかということを実際のケースを通じて交流することをしております。

授業は大体どういうものを行っているかということなんですけれども、ここにいらっしゃる皆様方はいろいろな御経験がおありだと思うんですが、ルールづくり系のうち、契約を作ったりという授業は、私どもは余り経験が今のところはなく、自主的に自治会のルールを作ったりとか、そういったもの、それから、紛争解決系、これもリストラ事案、今回の論文にも提出させていただきましたが、リストラが生じてどういうふうに問題を解決していくかですとか、あとは著作権侵害があると言われて困った事件ですとか、そういった架空の事件をストーリー仕立てにして、生徒さんに当事者になって、どういうふうに解決していくかを考えてもらうといった内容になっています。それから、先ほど御案内した模擬裁判、大体、こういった授業が我々の活動の中心になっています。

それから、昨今ですと、いじめ予防授業というのがお申し出としては多いものになっています。当委員会は、元々は子どもの権利委員から派生した委員会でございまして、昔からいじめ予防授業というものに活動している委員がおります。ここについては私どももどういった立場でやっていいか、なかなか、悩ましいところではあるんですけども、少年事件に関わったことがある先生に手伝ってもらいながら、そもそも、一人ひとりの個の人権を尊重しなければいけないんだという法原則やその背景にある価値の観点から、いじめ予防授業にアプローチしているところです。

それから、研修なんですけれども、先ほど大阪弁護士会では学校の先生がどういうふうに授業をするかという研修をやったということで、是非、今年うちの委員会でもそれをやろうと、今、心に決めたところなんですけれども、私どもはまだ始まってから4年目、ちょう

ど私と同年の委員会でございまして、授業体験者による経験共有、ここからスタートという感じなんです。

そして、昨年度、ようやく法教育とは何なのかを考える機会を持つということで、学者による法教育研修、こちらにはいらっしやらないみたいですが、福井大学の橋本先生に来ていただきまして、法教育とは何なのか、そして、弁護士には何が期待されているのかということ研修を行いました。このときになって我々はようやく、なるほど、私たちが何となく日々、思っ頑張っていることはこういうことなんだなというふうに理論付けられたというような状況です。

この研修が非常に論文執筆のきっかけになっておりまして、今、申し上げたとおり、正直、研修が遅れているような状況なんです。その研修の中で、橋本先生から伺ったことでもありますが、必要性を感じていないという学校の先生が恐らく大半であろうと、学校の先生は、他の先生からも御指摘がありましたけれども、いろいろな教育を期待されているので、非常に忙しい中で法教育というものをあえて導入する必要があるのかと、最初の御挨拶でも申し上げましたが、生きる力を養成するために我々はもちろん、日々、努力していると、そういう当然のもののためにあえて新たなものを導入する必要があるのかということ、なかなか難しいと思っいらっしやる教員の先生方が多いのではないかという提言がありました。

私はその研修の中で、では、そういう教員の先生方にどういふふうに必要性を伝えることが有効だと思いますかと伺ったところ、逆に質問を返されてしまったんですね。そのときに言われたことは、弁護士の先生は割と必要性を感じていらっしやる方が多いと、逆に法曹は、なぜ、必要性を感じているんですかと、それが言えれば伝わるのではないかというふうに逆に質問を返されてしまっまして、これは本当に、なるほど、そうだなというふうに思っんですね。

先ほど関根先生から、法曹から見てどういふふうな解が求められているのかがよく分からないというお話もありましたけれども、確かに私どもの授業は、答えは一義的にはないんですよというふうな形で、もやっ終わることが非常に多いというのは昔から指摘されているところです。答えは一義的にはないということ自体は本当にそのとおりはあるんですけれども、授業を行う上で、これを学んだとは言えない授業というのは、なかなか、学校の先生にとって導入しづらなものなのかなというのは、私も常日ごろ肌身で感じているところです。それでも、なぜか引きも切らずに応募があっ、来てくれて本当によかったと言っただけ、それは一体何なのかというのをもう少し我々は言語化しなければいけない。そう思ったのが今回の論文執筆のきっかけです。

そこで、私としてはまず、キーワードにどんなものがあるかと、法教育は何を目指しているというのをいろいろ書いた文献が既にありますので、いろいろなキーワードを拾っみました。まず、パワーポイント上、全部、出っしまっますが、生きる力という一番高次の概念、学習指導要領に入っている対立と合意ですとか、幸福・自由・公正、そういったもの、あと、今回、大分、法教育の活動が活発になっきたきっかけとしては裁判員裁判があるだろうと。民主主義の担い手の育成に役立つんだという、そういう提言もありました。それから、弁護士会へのお問い合わせの中では、非行の抑制になるように、きちんと弁護士の先生から言っやってくださいというふうなことを言われることありまして、ちょっと毛色は

違いながらも、非行の抑制なんかも期待されているところではあるんだろうと思います。

推進する側としては、生きる力につながるんですとか、法の根本的な価値を理解してもらうための教育なんですと、非常に高次の概念を使いたがる傾向があるように思うんですけども、学校の先生が導入される場合というのは「非行の抑制になります」ですとか、「裁判員裁判の対策になります」などといった具体的なことが、受けがいいというような印象を持っております。

こういったキーワードを考えてみたときに、先ほども申し上げましたとおり、生きる力というのは一番高次の概念なのではないかというふうに思っております。そして、ここからが今回の論文で私が仮説を立てて考えていったところなんですけれども、対立と合意というのは法教育の目指しているもの、対立をどういうふうに合意に導いていくことが生きる力につながるのか、よりよく生きることににつながるのかという2番目の概念に当たっていて、対立と合意に至るまでのプロセスとして幸福・正義・公正ですとか、そういった基本的な理論を理解するんだという目的手段の関係にあるのではないかというふうに私は考えました。

その他にも法的な思考ですとか、これはプロセス論だと思うんですけども、そういった対立と合意に至るための根本的な概念である幸福・正義・公正を学ぶのは、対立と合意ができる力を身に付け、そして、生きる力につながるようにするんだという、こういう目的と手段、そして、目的から更に高次の概念につながるというような関係にあるのかなというふうに思っております。

ただし、これでもまだ具体的な内容は、なかなか、これだと伝わらないと思うんですね。幸福・正義・公正ですと非常に抽象的で、それはそうでしょうというような内容でしょうし、法的な思考と言われると、それは何なんですかというのがなかなか分からないのではないかと思います。なので、ここの中身を更に具体的に、こういうふうな形で習得できますよと伝えることが、法教育の目的をなるほどと思わせる一歩になると思いますし、全ての授業で、そうか、今回の授業ではこれを学んだんだと言えるのではないかと思います、パワーポイントでお示ししている今まで言われてきた法教育のキーワードを支える具体的な技能としては、一体、何なのかというのを今回、考えてみました。

そこで、各論的獲得目標ということで挙げさせていただいております。幸福・正義・公正、そして、法的な思考、この2つが先ほどのピラミッドの一番下にあったわけですけども、その具体的な内容として何があるかということなんですけれども、弁護士として授業をしているので、よく重視されるのが幸福・正義・公正といったところよりも法的な思考が多いので、今回の論文については法的な思考の方に集中して書かせていただきました。

具体的な内容というのは、どういったものが対象となっている紛争、トラブル、対立、そういったものなのかによって何を習得するか、具体的な獲得目標というのが違って来るんだろうと思います。なので、まず、私としては事実と争いがなくて、論文の中では価値観という書き方をさせていただきましたが、そういった事実には争いが無い、価値観、主張に争いがある事案として、今回の論文では「高瀬舟」を題材に扱った授業を挙げさせていただいております。

「高瀬舟」は皆様御存じのとおり、弟から懇願されて弟を殺してしまった主人公の話ですけども、これを善しとするか、悪しとするか、問題提起自体は単純です。本当に懇願があったかという、そういう事実認定には争いが無い前提で授業を進めているんですけども、

それでも、生徒の皆さんはいろいろな意見が当然ながらあるわけです。遠島という処分は仕方がないんだ、さすがに重過ぎるのではないか、それとも無罪でいいという意見、いろいろなレンジの意見が出てきます。その中で理由を考えてもらいますと、それぞれ、自分の意見とは違っても、ちょっとはなるほどなと思うのが皆さん出てくるんです。

そういう授業をする中で、何を獲得するのかというのを考えたときに、いろいろな意見があること自体がそもそも、こういった授業をすることの目標なのではないかと思います。一義的に正義が定まらない、そういう場合があるんだということをみんなが体験して、そのことを承認し、そして、一義的に正義が定まらないことを前提にしつつも、物事をどうやったら解決できるのか。例えばこの授業ですと、私が授業する場合は、「意見は決まらなかったけれども、判決はどういう形かで出さなければいけないよね」と、「判決を出さない、そのまま放っておくとしたら、それはそれで、無罪という結論を出しているのと一緒にだから、どんな形でかは結論を出さなければいけないよね」というお話をします。そして、一義的に正義が定まらないけれども、判断をしなければならぬ、そういう体験をしてもらうことをこの授業では目的として掲げさせていただきました。この論文では、それで全てを言い切れているのか、よく分かりませんが、一義的に正義が定まらないことを承認して、そのことを前提として物事を判断する技能というふうにまとめさせていただきました。

それから、認識している事実と争いがある事案、これは模擬裁判なんかもそういうものに当たるかと思えます。こういったものに関しましては、証拠、実際にある情報の中でもいろいろな人がいろいろなことを言う中で、事実と主張というのはそれぞれ何なのかという問題を把握していく能力、これが一番の目的になるのだらうと思えます。その上で結論を出していく上では、判明した事実をもとに解決方法を探していく問題分析能力ですとか、対立を自ら解消するという民主的な発想なんか、この授業で学べるんだと思えますが、一番重要なところは事実と主張を判別する問題把握能力なのではないかと思っております。

なので、認識している事実自体に争いがある事案などでは、事実と主張を判別する問題把握能力を最後のメッセージとして中心に据え、判明した事実をもとに、こういうふうな解決方法を考えましたねと、問題分析力にも多少、メンションします。そうした上で、これが特に学校の先生が別の公民の授業なんかでやってもらえたらうれしいなと思っておりますが、「前の授業でやってみたくて、対立を自ら解消するという場面というのがあって、みんな、立法作用というものにどこか関わっているんだよ」といっていただけたら、ここで学んだことが民主的な発想につながるのだということを、きっと学べるのではないのかなというふうに思っております。

そして、3番目、ここら辺になるとだんだん複雑になってくるんですけれども、立場に相違がある場合、今回の論文ですとリストラ事案なんかを挙げさせていただきましたけれども、使用者と被用者では立場が違います。そういった事案ですと立場が違うからこそ、そもそも、認識している事実にも争いがありますし、立場が違うからこそ、紛争が更に譲り難いものになってくる傾向があるかと思えます。ですので、主張だけに争いがある場合ですとか、事実が何かさえわかれば、大体、解決の方向が見えてくる場合と違いまして、自主的に解決できない可能性というのもございます。

なので、こういった立場に相違がある事案につきましては、1番目の事実と争いがない事案、事実と争いがある事案で習得できることに加えて、まず、自主的に解決できないことを

前提に、そういうときには判例法も含まれますが、法というものでどういうふうに最終的には決着がつけられるのかという、ある程度の法的な見通しをつけるために、知っていると役に立つであろう基礎的なところでいいんですけれども、基礎的な法知識も、こういう授業では言及していく必要があるのではないかというふうに思っております。

そして、もっと進んで言えば見通しをつけるため、そして、もし、それが自分の権利を侵害されているということであれば、法律とは合っていない状態を是正するために、法律の専門家を頼るといふ、そういう専門家へのアクセスについても、一つの手段であることを教えるというの、こういった授業では最終的には行えるんだらうと思っております。こういった形で3番目の授業に関しては、基本的には問題把握力であるとか、問題分析力であるとか、そういったものを必要とはするんですけれども、最後に一つ基礎的な法律の知識、そして、自分で解決しづらい場合には、法律専門家へのアクセスをする選択肢もあるということをお教えるという知識面についても言及する、それを獲得目標にするというのが一つの案なのではないかというふうに思っております。

今回、論文執筆後にたまたま人権に関する授業やいじめに関する授業をお願いされることがありましたので、幸福・正義・公正に関しても各論的な獲得目標を考える機会を得ました。なので、それを簡単に説明させていただきます。

まず、幸福・正義・公正という概念自体は当然、みんな、それは大事だよと100人が100人、答える内容なんだろうと思います。ただ、それは何なのかと考えますと哲学的でもあり、非常に難しい問題でもあって、なかなか、これ自体から一義的に何を学習するかというのは難しいと思うんですね。ただ、ちょっとはしよりますが、小学校の先生から人権授業を依頼されたのが非常に考える契機になりまして、人権という我々弁護士はなかなか憲法問題を直接事案として扱うことが多くはないので、非常に最初は人権授業については尻込みしました。ですが、実際に学校が使っている教科書そのものを使って授業をしましたので、学校の先生としては非常にそっちの方が有り難いということで、私どもが実際に憲法自体を扱うことは少ない中でも、どうやって憲法に規定されている人権をつかさどる司法府に関連して働いているのかというのを我々自身が考えるきっかけになりました。

人権というのは、歴史の中でこういった幸福・正義・公正ですとか、そういったものを守る手段として定められてきたのだなというのを私どももすごくそこで再認識いたしまして、幸福・正義・公正という抽象的な概念になりますが、憲法がこういうふうに規定されてきたのだという人権を教える授業というの、それを実現する一つの手段になるのではないのかなというふうに感じたところです。

最後、改めて今後の課題を1つ私の方から助けを求めるといふ感じでお話しさせていただきたいと思うんですけれども、今回、私の論文で幾つか今までの経験を通じて、これがこの授業で学べることなんですということになるべく具体的に話せるように努力してきたつもりですけれども、全ての授業を網羅しているわけでもありません。また、先ほど先生から御指摘もあつたとおりに、授業というのは生きていくものだと私どももすごく実感しているところですので、全ての授業でこれが最後にきれいに落ちるかというのは、なかなか、やってみないとわからないところですので、きちんと最後に今回の授業ではこれを学んだねと言える授業づくりをしていくためには、もっと明確化、具体化を皆さんのお力を借りながらしていかなければいけないんだらうと思っております。

そのためには、法分野の専門家と教育分野の専門家の融合、共同の仕方というのが非常に重要なんだろうとっております。今日もお三方の先生のお話を伺うことができまして、なるほどと思うことが非常にたくさんありました。先ほど法律家の側が期待していることと教員側が期待していることが、一致していないのではないかという不安があるというお話が出ましたけれども、授業の流れの中で現れるのは、私どもは見る側に回っても行う側に回っても、大体、出てほしい意見というのはちゃんと出るなという印象を持っております。

ただ、一度、私は学校の先生が行っている法教育授業の見学に行ったことがあるんですけども、その先生が、「前の方がいい感想です、後の方がうまく書けていない子の感想です」と言って渡していただいた感想文があったんです。それを読んでいきますと、後半の方は恐らく学校の成績が悪い子なのではないでしょうか、言葉遣いが非常に荒っぽいんです。しかし、言葉は荒っぽくても、そういうことを言いたかったんだよということが、私の目からはというか、一緒に行った弁護士からしてみると、出ているなと思うことというのがあったんです。なので、そういったところをまず学校の先生に私どもがお伝えすることができたら、もっと伝えなかったことを最後まで伝え切る、そして、あなたはちゃんと分かっているんだよと生徒に教え切るというのが非常にできるんだろうと思います。

法教育は、最終的には教育でございますので、プロフェッショナルは学校の先生ということになるんだと思いますけれども、私どもができることであれば、何なりと助力していければと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の塩川先生のお話について御質問等をお願いできればと思います。

磯山委員 法律実務家として法教育の実践を積み重ねて、このように技能習得に具体的に注目して分析されていて、そのオリジナリティがとても勉強になりました。先生御自身が法教育にどのようなことを求めている、法教育のねらいとか、どのような子どもを育てるかということについて、どのようなお考えを持っているのかということをお聞きしたいです。

塩川弁護士 本当に率直に申しますと、私はどちらかというと生徒の側にまだ近いんだろうと思います。最初に法教育に出会ったのがロースクールという学生の時代です。なので、こういうことを小さいころに知ることができたなら、何かもっと社会とのつながりを理解することができたという感覚が何となくあったんですね。

私自身は有名校ではない女子高の出身でして、みんなが社会に出ることを予定していない、余りどうやって稼ぐとか、どうやって仕事をしていくとか考えていない学校だったので、閉塞感が非常にあったんですけども、社会の授業とかで世の中のことを扱われても、なかなか、実感ができなかったという閉塞感があつた中で、高等教育に進むにつれて少し目が開かれていったなという安心感があつたので、もっと早い段階で、今、ここで学んでいること、それこそ、歴史の授業の中で法教育を取り入れられたというのは、すごくなるほどなと思ったんですけども、実際に授業で学んでいることって、当時は本当に世に出て役に立つわけがないと思っていましたけれども、世の中につながっているんだなということをお聞きするきっかけになるのが法教育なのではないかなというふうに思って、この活動に関わっています。

笠井座長 では、ほかに何かお願いできればと思いますが、では、私から思いつきの、どなたも御質問がないので、法科大学院生として取り組んでおられたときと、弁護士になられてから取り組んでおられることの一番でも二番でもいいんですけども、違いというのはどうい

うところにありますでしょうかね。

塩川弁護士 学生の分、法的な知識も経験も頼りないんですけども、何人かで1つの授業を突き詰めて考える時間があったというのは、1つすごく大きかったと思います。私は旧試験合格が決まった後に授業に行けたので、時間をかけることができたという事情もあるので、今、学生がそこまで時間をかけられるかはわかりませんが。それと、同じ生徒の立場で先輩として行くんですね、法科大学院生は。なので、そういう意味ですごく盛り上がる授業ができたなというふうに思っています。弁護士になってからは、弁護士ということに歓待をいただいているというのが正直なところでして、本当に一挙手一投足から注目をされていて、そこによるインパクトのおかげで、授業に感謝してもらえている部分も正直あるんだろうと思っています。

笠井座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、塩川先生、どうもありがとうございました。

これで、本日の議事は終わりますけれども、本日は法教育懸賞論文という機会を通じまして、法教育の更なる充実・発展に向けた取組をされている授業者の先生方から大変貴重なお話を伺うことができました。いろいろと具体的な取組が伺えまして、非常に心強いお話もたくさんありまして、大変参考になるところでございます。当協議会といたしましても、本日、伺ったお話を参考にしながら、今後の取組に向けた検討を更に進めていきたいというふうに思っております。どうも本日はありがとうございました。

本日の議事に関しまして、あるいはその他の点でも、皆様方から何か特にございましたらお願いいたしますけれども、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終わらせていただきます。次回の日程につきましては、おって事務局から御連絡を申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—